

債務者の財産減少行為等につき、破産申立て前に辞任した弁護士責任

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成27年10月15日
【事件番号】 平成26年（ワ）第25665号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 請求棄却（確定）
【参照法令】 破産法1条、弁護士法1条2項
【掲載誌】 判タ1424号249頁

LEX/DB 文献番号 25531893

事実の概要

1 Aは、平成25年12月26日から、Yら（弁護士）と債務整理の打合せを重ねた。Yらは、Aに対し、①特定の債権者にだけ債務の弁済をしてはならないことやAの財産を処分してはならないことなどの破産手続に関する一般的な説明をし、②預貯金通帳その他の破産申立てのための必要資料の提出を求め、また、③Aが母から相続した不動産（以下、「本件物件」という。）を売却等せず現状を維持するよう指示した。

2 平成26年2月7日、Aは、Yらとの間で、破産手続開始申立て等について委任契約を締結し、弁護士報酬を破産手続申立日の前日までに支払うこととした。同日、AはYらに債権者リストを渡したが、同リスト中にXは含まれていなかった。Yらは、同リスト記載の債権者に対し、受任通知を送付した。

同年3月7日、Aは、Xを含む追加の債権者リストを提出し、Yらは同月15日付け受任通知をX代理人弁護士に送付した。X代理人弁護士は、同月17日にYらに架電した際、Yらから、①破産申立ての時期は同年5月初旬になる見込みであること、②A所有の本件物件を認識しており、破産手続開始決定がされれば破産財団に組み込まれるであろう等の説明を受けた。

3 同月20日、Aは、本件物件を不動産販売会社に売却し、売却代金をAの口座に入金させたが、Yらには本件物件の売却等を申告しなかった。

同年5月26日、X代理人弁護士は、Yらに架電して破産手続の進捗状況の確認したところ、Yらから、費用の不払いが原因で破産申立てが遅れており、辞任する可能性がある旨の説明を受けた。

同月27日、X代理人弁護士は、Yらに架電し、本件物件が売却されている旨を指摘した。YらがAに確認したところ、Aは、司法書士の指示を受けて本件物件を売却し、売却代金は司法書士が保管している等の虚偽の説明をした。

4 同月28日、YらとAは委任契約を合意解約し、Yらは、X代理人弁護士に対し、同月29日付け辞任通知書を送付した。

5 Xは、弁護士であるYらから破産手続開始申立てについての受任通知を受けるなどしたため、Aに対する権利行使を控えていたところ、その間にA所有本件物件が売却されて責任財産の減少を招いた上、破産手続開始申立ても行われず、それによって損害を被ったのは、Yらの換価行為防止義務違反、売却代金管理義務違反及び破産手続開始申立遂行義務違反によるものであるなどと主張し、Yらに対し、不法行為又は債務不履行に基づき、損害賠償請求訴訟を提起した。

判決の要旨

請求棄却。

1 破産申立代理人の地位に基づく義務の内容及び違反の有無について

「債務者破産の申立てを受任した弁護士がその旨を債権者に通知するなどした場合、破産制度の趣旨目的に照らし、破産財団を構成すべき財産が不当に減少、散逸することを防止するために必要な方策を講じるとともに、可及的速やかに破産申立てを行うべき法的義務を負うものと解される。

そして、当該弁護士が上記義務に違反したことにより債務者財産の減少等が生じた場合、通常は、破産手続開始決定後に破産管財人が当該弁護士に

対する損害賠償請求等を行うことにより破産財団の減少部分の填補が図られることになる。もっとも、当該弁護士が受任通知の送付により債権者の権利行使を制約しておきながら合理的な理由もなく破産申立てを行わず、その間に債務者の責任財産を不当に減少させて債権の実現を困難ならしめたような場合については、債権者が当該弁護士に対して直接損害賠償請求をすることを否定すべき理由はなく、そのような場合、当該弁護士は個別の債権者との関係においても上記義務を負うことがあるものと解される。」

2 破産申立代理人の義務違反の有無について

(1) 換価行為防止義務について

「本件物件の換価は債務者財産の散逸を容易にし得る行為であるから、破産申立てを受任した弁護士としては、当該本件物件の状況、客観的に処分が容易なものであるか否か、債務者がこれを処分する意思を有している可能性がうかがわれたか否か、当該方策の実効性及びこれにより生じ得る不利益の有無、程度等の要素を総合考慮の上、合理的に必要と認められる範囲で換価を防止するための方策を講じるべき義務を負うものと解される。」

本件において、「Aは受任以前の段階で本件物件の存在をYらに申告しており、これを秘密裏に売却する意思を有している可能性がうかがわれるような状況にはなかったこと」、「本件物件の帰属についてはCの子らとの間で紛争が生じており司法書士が対応しているなどの説明もされていたこと、YらがAの実印及び本件物件の登記識別情報を預かっていたとしても本件所有権移転を完全に阻止することはできない一方、一定の経済的、社会的活動を継続せざるを得ない自然人破産事案において受任当初から実印を預けさせることにより債務者に不利益が生じる可能性は否定できないことなどの事情を総合考慮すれば、Yらが、Aに対して本件物件を売却しないよう指示することに加えて、実印及び登記識別情報の所在を確認してその交付を指示し、これを預かり管理すべき法的義務を負っていたものとは認められない。」

したがって、Yらに換価行為防止義務違反があったとは認められない。」

(2) 売却代金管理義務について

「Aが本件物件を売却する意図を有しているこ

とがうかがわれる状況にはなかったこと、Yらは受任当初からAに対して預貯金通帳等を持参するよう複数回にわたり指示をしていたにもかかわらずこれが実現しておらず、Aに対してその提出を強制する方策もなかったことなどからすれば、Yらが、5月27日以前の時点で、Aに預貯金通帳等を提出させることにより本件所有権移転の事実を把握し、売却代金を管理すべき義務を負っていたとは認められない。」

また、Yらは、同日にX代理人弁護士からの指摘により本件所有権移転の事実を認識した後、Aから事情を聴取して、売却代金は司法書士が管理している旨の虚偽の説明を受けているが、その時点から同月28日の辞任までの間に上記説明の真偽を確認し、実際にはAの口座に売却代金が保管されていることを把握した上で当該口座の通帳を提出させ、管理するなどということはおよそ不可能であったというほかなく、Yらがそのような方策をとるべき義務を負っていたとは認められない。」

したがって、Yらに売却代金管理義務違反があったとは認められない。」

(3) 破産手続開始申立遂行義務について

「Yらは当初は2月中に破産申立てを行うことを予定していたが、破産手続費用及び弁護士費用の支払のめどが立たなかったこと、Aによる必要資料の準備が遅れていたこと及びDの反対によりA自身が破産申立てを最終的に決断することができておらず、Dを説得するためには佐世保物件の任意売却を進行させる必要があったことなどの事情により申立てが遅延していたのであって、このような事実関係の下において、Yらが5月の連休明け頃までに破産手続開始申立てをすべき義務を負っていたものとは認められない。」

「そして、破産手続費用及び弁護士費用の支払のめどが立っていなかったことに加え、AがYらの指示に反して本件所有権移転を行ったことが発覚したことにより、AとYらとの信頼関係は完全に破壊されたものと考えられるから、Yらが破産手続開始申立てを行うことなく辞任したのはやむを得ない対応であって、これがXに対する義務違反に当たるとも認められない。」

したがって、Yらに破産手続開始申立遂行義務違反があったとは認められない。」

3 結論

以上のとおり、Xの請求は、「いずれも理由がない」として、Yらの責任を否定した。

判例の解説

一 はじめに

1 申立代理人の義務及び責務

破産手続開始申立てについて委任を受けた弁護士（以下、「申立代理人」という。）は、破産手続開始の申立てに関し、債務者との間で委任契約を締結することによって債務者の代理人となり、債務者の利益を擁護実現すべき義務を負うとともに、委任契約に基づき債務者に対して善管注意義務を負う（民法第644条）。

それに加え、申立代理人は、破産手続が、「債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適切かつ公正な清算を図る」ことを目的とする以上（破産法第1条）、同目的の実現に寄与するよう行動する公的な責務を負っているといえる¹⁾。

2 申立代理人の債権者（破産者財団）に対する義務（財産散逸防止義務）

近時、申立代理人である弁護士は「財産散逸防止義務」という法的義務を負うとし、同義務違反がある場合には申立代理人に不法行為責任を認める裁判例が現れている（東京地判平21・2・13判時2036号43頁、東京地判平25・2・6判時2177号72頁、東京地判平26・4・17判時2230号48頁、東京地判平26・8・22判時2242号96頁、神戸地尼崎支判平26・10・24金判1458号46頁。なお、同義務違反がないとして申立代理人の不法行為責任を否定した裁判例に、青森地判平27・1・23判時2291号92頁がある²⁾）。

3 本件事案の特殊性

上記裁判例は、全て、破産手続開始決定後、破産管財人が申立代理人に対して損害賠償請求等をしたものである。

これに対し、本件事案は、債務者の破産手続開始申立てが行われず、債権者が、債務者の代理人を辞任した弁護士に対して損害賠償請求をしたもので、上記裁判例とは事情が異なる。本件事案に

おいては、①申立代理人が負っていた義務内容のほか、②同義務が、破産管財人のみならず、一般債権者との間の義務といえるかが争点となり、その上で、③同弁護士が同義務に違反したか否かが争点となった。

二 ①申立代理人が負う義務の法的根拠

本件判決は、従前の裁判例が繰り返し提示する「破産制度の趣旨目的」を法的根拠とし、「債務者破産の申立てを受任した弁護士がその旨を債権者に通知するなどした場合」には、財産散逸防止義務（換価行為防止義務、売却代金管理義務）、及び、破産手続開始申立遂行義務を負うとするが、そもそも「破産制度の趣旨目的」とは何を意味するのかは明確ではない。

この点、申立代理人の財産散逸防止義務の法的根拠として、破産法第1条を根拠とする見解³⁾、また、弁護士の公平誠実義務（弁護士法第1条2項、第30条の2第2項、弁護士職務基本規程第5条）から導かれるとする見解⁴⁾がある。

これらの見解に対しては、明文規定の根拠がないにもかかわらず、破産手続の趣旨・目的といった抽象的な理念や弁護士の誠実義務から、依頼者である債務者だけではなく、債権者（破産財団）に対して、迅速な申立てを行うことや財産散逸防止措置を講ずる法的義務を負っていると解することには議論の飛躍があるとの批判がある⁵⁾。また、委任契約における受任者の善管注意義務の一環や弁護士倫理上の要請、実務上の要請として、破産者の財産を保全して早期に破産管財人に引き継がせるべきことは当然としても、これを超えて一般的な法的義務として財産散逸防止義務を負うのは困難であるとの批判がある⁶⁾。

三 ②申立代理人が負う義務が、破産管財人のみならず、一般債権者との間の義務といえるか

本判決は、「通常は、破産手続開始決定後に破産管財人が」申立代理人に対して損害賠償請求等をする事により破産財団の減少部分の填補を図ることになるとしつつ、申立代理人が「受任通知の送付により債権者の権利行使を制約しておきながら合理的な理由もなく破産申立てを行わず、その間に債務者の責任財産を不当に減少させて債権の実現を困難ならしめたような場合」は、債権者

が申立代理人に対し直接損害賠償請求できると判示した。

この点、申立代理人から受任通知が送付された場合、債権者は個別の請求・執行を差し控えることとなるため、仮に、申立代理人が受任通知を発しながら、長期間、破産手続開始申立てをせず、その間に債務者の財産が散逸し、かつ、申立代理人が何らの防止もしなかった場合には、申立代理人に対して損害賠償請求することで債権者の損害の填補をすべきとの価値判断自体は不当とまではいえないであろう⁷⁾。

しかし、申立代理人の財産散逸防止義務違反は、債権者全体（破産財団）に関するものであり、それを個別の一般債権者の損害に分解することは妥当ではない。また、個別の一般債権者の損害に分解した場合、どのように損害額の算定をするかという問題が生じる。

破産手続開始前の不適切な財産散逸行為については、破産手続開始後に破産管財人の否認権行使等といった破産財団から逸出した財産を回復する制度が別途設けられており⁸⁾、同制度によって破産財団所有財産の回復を図るべきである。申立代理人の一般債権者に対する責任を無制限に認めることは、破産制度の趣旨・目的に反する結果となりかねない。

なお、本判決には、①破産手続開始申立てが行われた場合においても、申立代理人の一般債権者に対する責任を認めたものか否か、②破産手続において破産管財人が否認権行使や損害賠償請求をしなかった場合においても、破産手続中ないし破産手続終了後、申立代理人の一般債権者に対する責任を認めたものか否か、といった疑問がある。

四 ③申立代理人が財産散逸防止義務等に違反したか否か

本判決は、申立代理人が一般債権者に対して直接義務を負う場合があるとしながら、本件申立代理人には、換価行為防止義務、売却代金管理義務、及び、破産手続開始申立遂行義務のいずれについても義務違反はないと認定した。

●—注

- 1) 東京弁護士会倒産法部編『破産申立マニュアル[第2版]』(商事法務、2015年)2頁 [小林信明]、26頁 [綾克己]。
- 2) 青森地判平 27・1・23 判時 2291 号 92 頁は、再生手続

中の会社の代表者の破産申立てを受任した弁護士について、同代表者が、同社の労使交渉を早期に妥結する目的で、積立金の返還資金の補填のため、代表者の私財から金員を無償で譲渡する行為を防止しなかったことは、「専門家としての合理的な裁量に照らして不合理なものということではできず」、「本件防止措置を講じなかったことをもって、財産散逸防止義務に違反するものということではできない」とし、財産散逸防止義務違反はないと判示した。

3) 鹿子木康=島岡大雅編『破産管財の手引[増補版]』(金融財政事情研究会、2012年)14頁 [島岡大雅]。

4) 伊藤眞『破産法・民事再生法[第3版]』(有斐閣、2014年)186頁注1。

なお、伊藤眞教授は、2016年10月1日開催の全国倒産処理弁護士ネットワーク第15回全国大会(札幌)での基調講演において、申立代理人の破産者に対する「委任の本旨に従った委任事務の処理とは、破産者の責任財産の公平な分配という利益を実現すること(公平分配利益の実現)」、及び、「個人破産者の場合には免責をうる利益を実現すること(免責利益の実現)」であり、財産散逸防止義務は、財産の維持管理の視点からこれらの総称とし、申立代理人が同義務を尽くさなかった場合には、「委任者である破産者に対して」債務不履行責任ないし不法行為責任を負うとする(季刊「事業再生と債権管理」155号(金融財政事情研究会、2017年)12頁)。同見解によれば、申立代理人は、一般債権者に対して直接義務を負わないとの結論となる。

5) 全国倒産処理弁護士ネットワーク編『注釈破産法(上)』(金融財政事情研究会、2015年)115頁 [小林信明=清水靖博=松尾幸太郎]。さらに、同書116頁において、「申立代理人の抽象的・一般的な財産散逸防止義務を過度に強調し、このような抽象的・一般的な存在から、現実の財産散逸の結果が生じた場合に演繹的に法的責任を負わせるのは妥当とはいえず、破産事件の受任に当たり、萎縮効果が働き、申立代理人が事件処理に慎重になるなど、かえって破産手続の目的を阻害するおそれもある。」と指摘する。

6) 伊藤眞=園尾隆司=多比羅誠編『倒産法の実践』(有斐閣、2016年)50頁 [岡伸浩]。同書25頁以下において、財産散逸防止義務の法的根拠及びその周辺の問題の考察がされている。

7) 東京地判平 21・2・13 判時 2036 号 43 頁は、破産申立てを受任した弁護士法人が受任後2年間も破産手続開始申立てを遅滞したという特殊な事案であるが、申立代理人の義務を検討するにあたり受任通知の存在を重視している点に特色がある。

8) 全国倒産処理弁護士ネットワーク編・前掲注5)116頁 [小林信明=清水靖博=松尾幸太郎]。